

平成 24 年度 橘処理センター整備事業に係る住民と行政による検討協議会 第 3 回議事録

日 時 平成 24 年 7 月 3 日（火） 19 時 00 分 ～ 20 時 45 分

場 所 橘処理センター 3 階会議室

1 会長あいさつ

2 橘処理センター粗大ごみ処理施設の火災に関する報告

【概要】

検討協議会の議事に入る前に、橘処理センター粗大ごみ処理施設の火災について報告がありました。

3 議事

(1) 第 2 回検討協議会議事録の確認

【概要】

事務局から第 2 回検討協議会の「議事録」並びに「橘処理センター整備事業だより」について、内容の確認があり、それら 2 点について了承されました。

(2) 検討協議会設置要領の確認

【概要】

事務局から改定された「検討協議会設置要領」について内容の確認があり、各委員に了承されました。

(3) 検討協議会の基本理念と基本方針の確認

【概要】

事務局から修正された「検討協議会の基本理念と基本方針」について内容の確認があり、各委員に了承されました。

(4) 検討事項について

【概要】

事務局から「検討事項一覧表」について説明があり、つづいて検討協議会の議題は委員の意見を取り入れながら、「検討事項一覧表」に沿って行われることになりました。

【発言要約】

- 事務局： 【検討事項一覧表の説明】
- 会長： 検討事項一覧表は、前回の検討協議会で「これからは検討協議会で協議する議題をより具体的に示していく必要がある」という委員の意見を反映したものです。
- 事務局： はい、そうです。
- 会長： それでは、ご意見・ご質問をお願いします。
- 委員： 基本計画は、まず「素案」を作って、次にその「素案」を元に基本計画の「案」を作るとのことです。
- 事務局： はい、そうです。
- 委員： 現在、橘処理センターは広域避難場所に指定されていますが、大規模地震が発生した場合等の計画は、この一覧表の中のどこで検討するのですか。
- 事務局： 検討事項一覧表3ページ目の大項目1「施設の特徴（安心・安全）」の小項目4「災害に強い施設」の中の目標欄に「広域避難場所としての機能強化」があります。
- 委員： 検討事項一覧2ページ目の大項目2「付帯計画」に小項目2「環境学習、環境教育」とありますが、ごみの減量化を進める社会情勢の中で、環境学習や環境教育が付帯計画という位置づけでは適切ではないと思います。また、見学者対応を考えていくということは、建物の設計にもかかわってくるので、「環境学習、環境教育」は「付帯計画」という位置づけではないと思います。
- 委員： 検討事項一覧表の3ページ目の大項目1「施設の特徴（安心・安全）」は、基本計画の「案」で検討を行うことになっているが、基本計画の「素案」で検討を行いたいです。
- 委員： その項目は、住民が関心を持っている「安心・安全」に深くかかわってくる部分なので、「素案」の検討段階で協議するべきだと思います。
- 事務局： 今まで頂いた意見を検討して、次回提示したいと思いますが、いかがでしょうか？
- 会長： その他、取り入れたい協議事項があれば、随時取り入れていくことでよろしいですか？
- 各委員： 了承。

4 議題

(1) 新橘処理センターのごみ処理能力について

【概要】

事務局から「新橘処理センターのごみ処理能力」について資料説明がありました。つづいて、新橘処理センターのごみ処理能力は1日600トンとすることが了承されました。

【発言要約】

- 事務局 : 【新橋処理センターのごみ処理能力の資料説明】
- 会長 : ご質問・ご意見ございますか？
- 委員 : 3 炉運転（フル稼働）を行うとき、処理能力が 1 日 600 トンということですか？
- 事務局 : フル稼働すると 1 日 600 トンとなります。しかし、処理能力の選定にあたっては、処理施設を運営していくにあたって、1 年間トータルで見たときの炉の稼働率や稼働調整率等の係数を用いて算出し、施設を安定稼働させることを前提としています。
- 会長 : 表「今後の処理センター整備スケジュール」の浮島処理センター基幹整備中は 3 処理センター体制ではなく、2 処理センターになるのではないですか？
- 事務局 : 浮島処理センターの基幹的整備は、1 炉ずつ整備を行いますので、2 炉は稼働可能な状態で運営をします。したがって、基幹的整備期間においても処理センターを稼働停止にするということではなく、3 処理センター体制に変化はありません。
- 委員 : 王禅寺処理センター、橋処理センター、浮島処理センターにおいては、通常稼働時は 3 炉のうち 1 炉を休炉させて運営していると聞いています。堤根処理センターにおいては、2 炉しかないので、2 炉のうち 1 炉を休炉させて運営していると考えてよいのでしょうか？
- 委員 : 年末年始や他センターが全休炉した場合などは、2 炉フル稼働することはあります。
- 会長 : 表「ごみ排出推計」は、環境審議会の廃棄物部会でこのような予測を立てたという理解でよろしいですか？
- 事務局 : はい。
- 会長 : この表を見ると、平成 27 年度以降は焼却対象ごみ量は減少していないようですが。
- 委員 : プラスチック製容器包装の分別収集が拡大されると、焼却対象ごみ量は相当量減ると聞いていますが。
- 委員 : 表「ごみ排出推計」では、プラスチック製容器包装の分別収集の拡大によって、資源化量は平成 24 年の約 15 万トンから平成 26 年の約 17 万トンに増加しております。それによって、焼却対象ごみ量は平成 24 年の約 39 万トンから平成 26 年の約 37 万トンに減少しております。
- 会長 : この表の予測数は、国の法制が変更されたり、資源化がさらに進んだりすると、変動するのではないですか？
- 委員 : 川崎市で様々な方策を行っている中で、平成 25 年度にはプラスチック製容器包装の分別収集を全市展開し、焼却対象ごみ量が 37 万トン以下になる予測を立て、その前提のもと 4 処理センター体制が 3 処理センター体制へと移行可能となります。その後の分別等の方策は決まっていな

いため、国の法制動向に沿って行ってまいります。

委員：事業系ごみもこの表の中の焼却対象ごみ量に含まれていますか？

委員：含まれています。

委員：事業系ごみもミックスペーパーの分別を行っているのですか？

委員：ミックスペーパーとは家庭系ごみに使われている名称で、事業系ごみは違う分類で紙ごみを分別しております。

委員：表「ごみ排出推計」の資源化量とは具体的にどのようなものですか？

委員：粗大ごみ、びん・缶・ペットボトル、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装を合算した量です。

委員：資源化量は何を根拠に算出しているのですか？

委員：それらの実際の収集量から算出しています。

会長：「川崎市橘処理センターの公害防止に関する協定書」によると1日400トン「焼却量」の限度としていますが。

委員：現在の橘処理センターにおいても、「処理能力」は1日600トンです。橘処理センター運営協議会の中で、「1日の焼却量は400トンを限度とする」としてはいますが、本確認事項は「処理能力」であり、「実際に焼却する量」ではありません。また、「年末年始などの場合においてのみ住民の方と事前に協議を行った上での3炉フル稼働を行う」などの取り決めに変更はありません。新橘処理センターは、現在と同様の「処理能力1日600トンを必要とする」というのが、結論です。

会長：以上、処理能力について検討を行ってきましたが、よろしいですか。

各委員：了承。

会長：それでは予定の時間になりましたので、残りの議題は次回に持ち越したいと思います。
